

石綿（アスベスト）健康被害者 およびご遺族へのお知らせ

石綿（アスベスト）による健康被害を受けた人およびその遺族への救済を図るため「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

この法律では、労災保険等で補償されない石綿（アスベスト）による中皮種や肺がんを発症している人およびこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した人のご遺族に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

また、石綿（アスベスト）を取り扱う作業に従事したことにより中皮種や肺がん等を発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した人に対して、「特別遺族給付金」が支給されます。

石綿（アスベスト）に関する救済給付申請については、早めにご相談下さい。

■問い合わせ先

宇部健康福祉センター（☎ 31-3200）
小野田労働基準監督署（☎ 83-2673）

県立サッカー交流公園の仮予約スタート

東沖ファクトリーパークに建設中の「県立おのだサッカー交流公園」の仮予約を4月3日から始めています。

■**申込受付時期** 利用予定日によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。（県ホームページでも確認できます。）

※受付時間は8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）

■**対象施設（有料施設）** サッカー場（9月1日～）、多目的スポーツ広場・会議室（7月24日～）

■**申込方法** 電話により施設の空き状況等を確認の上、所定の仮予約申込書により申し込みしてください。なお、申込書は、県ホームページからダウンロードできます。※電話または電子メールでは、予約受付はできません。

■**問い合わせ先** 753-8501 山口市滝町1-1
県地域振興部地域政策課地域企画班おのだサッカー交流公園担当

（☎ 083-933-2572 FAX083-933-2539）

▶県ホームページはこちら

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/chiiki/site/sp/gaiyo.htm>

▶市ホームページからもリンクしています。

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

『山陽小野田市ケアセンターさんよう』の指定管理者が決定しました



『山陽小野田市ケアセンターさんよう』の指定管理者を、医療法人社団光栄会に指定しました。指定期間は、平成18年4月1日から平成37年3月31日までの19年間です。

『ケアセンターさんよう』は、住宅機能と食事・入浴サービスの提供を考慮した介護機能を併せ持つ定員40人の新型ケアハウス、在宅の要支援・要介護高齢者に対する送迎・健康チェック、入浴・食事等の介護サービスの提供を行うデイサービスセンター、さらに地域の方が40人程度利用できる会議室や、災害時の緊急避難所として利用できる地域交流センターなどからなる複合施設です。

種類	名称	位置
介護保険法第7条第16項に規定する特定施設入所者生活介護のための施設	ケアハウスさんよう (☎ 79-0170)	<p>山陽小野田市大字埴生 2156-1</p> <p>糸根川 山陽本線 埴生駅 山陽オート</p> <p>サンライフ山陽 長生園 ケアセンターさんよう 埴生小 青年の家</p> <p>国道2号</p>
介護保険法第7条第11項に規定する通所介護のための施設	ケアハウスさんよう デイサービスセンター (☎ 79-0173)	
地域交流スペース	さんよう地域交流センター (☎ 79-0170)	

■問い合わせ先 高齢障害課（☎ 82-1170）